

京都市告示第242号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、令和3年12月28日付で認可した天満屋町町内会、令和5年12月15日付で認可した元津田町自治会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和7年6月20日

京都市長 松井 孝治

変更があった事項及びその内容

1 天満屋町町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	三谷 千裕	道家 紘典
代表者の住所 及び所在地	京都市上京区御前通下立壳 上る天満屋町310番地6	京都市上京区御前通下立壳 上る天満屋町327番地6

2 元津田町自治会

	変更前	変更後
代表者の氏名	宮本 佳幸	宮本 豊造
代表者の住所	京都市伏見区向島津田町 70番地4	京都市伏見区向島新上林町 1番地1

(文化市民局地域自治推進室)